

振替ができなかった ときの納付方法は

Q

ついうっかりしてしまい、残高不足のため口座振替ができなくなっていました。どうしたらよいでしょうか。

A

ご連絡いただければ納付書を送付しますので、納税課宛にご連絡ください。なお、納期限よりおおむね7日後に「市税納付のお知らせ」を送付します。納付書が付いていますので、そのはがきで納めることもできます。万が一、はがきが届かない場合は、ご連絡ください。

なお、再振替は行っていません。

●銀行・口座等を変更するとき

新たに口座振替を希望する金融機関へ、納税通知書・預貯金通帳・金融機関届出印を持参のうえ、手続きをお願いします。
※変更の申込締切日については、「P36」をご参照ください。
※利用をとりやめる金融機関、市役所への連絡は必要ありません。
※市外の金融機関で手続きする場合は、事前に市役所の納税課までご連絡ください。

●口座振替をやめるとき

取扱金融機関へ納税通知書・預貯金通帳・金融機関届出印を持参のうえ、手続きをお願いします。

納付書は、市から直接納税義務者あてにお送りします。

ご質問にお答えします。

32

スマートフォンで キャッシュレス決済をしたい

Q

〇〇ペイやクレジットカードなどを利用した、キャッシュレス決済のやり方について教えてください。

A

納付書に印字されているQRコード(eL-QR)を読み取り、納付をしてください。

●スマホアプリ(〇〇ペイ)で納付する場合

スマホアプリを起動し、スマホアプリ内のカメラから納付書のeL-QRを読み取り納付を行います。

●クレジットカード、インターネットバンキング等で納付をする場合

地方税お支払いサイトを開き、お支払いサイト内のカメラで納付書のeL-QRを読み取るか、eL番号を入力して、納付を行います。

地方税お支払いサイトはこちらから

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

※キャッシュレス決済の詳細は「P63」を参照

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



納期限までに 納められないが

Q

市税を今週中に納めなければなりません、どうしても都合が付きません。どうしたらよいでしょうか。

A

納期限までに納税できない事情がある場合には、事前に納税課又は清水市税事務所までご相談ください。

市税は、納税者の皆さんに自主的に納めていただくのが本来の姿です。

万一、納期限までに納められないと、督促状が送付され、また、税の他に延滞金を納めなければならないことになります。

※延滞金については「P65」参照

納付してあるのに 督促状がきた

Q

市税は納付してあるはずですが、督促状がきました。なぜですか。

A

次の点をご確認ください。

●領収証書等に記載されている税目、期別などが督促状のものと一致していますか？

●納期限までに納付していただきましたか？

納付していただいてからその収入確認ができるまで連絡手続きなどのために若干の日数を要します。申し訳ありませんが、その間に行き違いで督促状が送付される場合があります。

●正しい納付書で納付していただきましたか？

年度の途中で税額を変更し、あらためて納税通知書と納付書などをお送りしている場合があります。

市税SMS(ショート・メッセージ・サービス) による納付催告がきた

Q

静岡市から携帯電話に納税催告のお知らせがきました。なぜですか。

A

市税の納付を確認できない方に対し、SMSを活用した納税催告を行っています。

メッセージに記載された期限までに納付をお願いします。

●携帯電話に表示される送信元番号

・docomo、au、楽天モバイル
054-221-1035、054-221-1531
または054-354-2092

・ソフトバンク
247296

●文例

静岡市役所納税課・清水市税事務所よりお知らせ
市税催告書を郵送しましたのでご確認のうえ、ご納付ください。
○/○期限

※納付約束をされた方でも届くことがあります。納付後に催告があった場合は行き違いですのでご了承ください。

！不審なショートメッセージや特殊詐欺などにご注意ください。

SMSの本文にURLや電話番号を記載することはありません。
静岡市から送付するSMS催告により次のようなお願いをすることはありません。

- ・銀行口座の振り込みやATMの操作を求めること
- ・通帳やキャッシュレスカードを預けるようお願いすること
- ・コンビニなどで電子マネーの購入を指示すること
- ・個人情報やSMSで送信したり、聞き出したりすること

ご質問にお答えします。

36

滞納しているが、 このまま納めないとうなる

Q

現在、事情があって市税を滞納しています。このまま納めないと、どうなりますか。

A

このままですと、税負担の公平を維持するなどの見地からやむを得ず財産の差押えをすることになります。

至急、納税課、清水市税事務所又は滞納対策課にご相談ください。

なお、差押えができる財産には、動産、不動産、債権（給料、年金、預貯金、売掛金等）などがあります。

ご相談ください



私の承諾なしに 差し押さえられたが

Q

現在、市税を滞納しています。私の承諾なしで、財産を差し押さえられました。このようなことが許されるのですか。

A

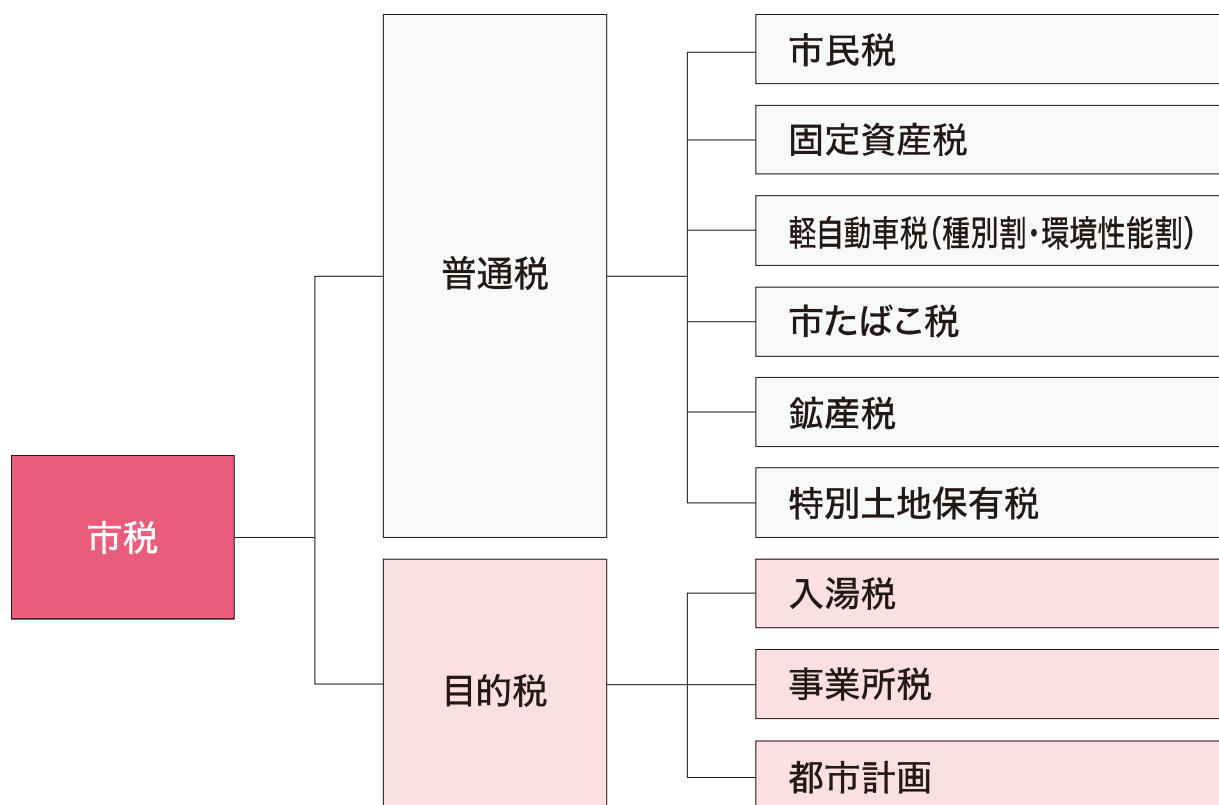
「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない」と法律で定められています。

したがって、財産の差押えの実施は、本人の承諾の有無にかかわらず行われることになります。このようなことにならないように、税金を納められないような事情のあるときは、納税課、清水市税事務所又は滞納対策課にご相談ください。

課税のしくみ

静岡市の市税

静岡市の市税は、現在9種類あります。



普通税 ● 納められた税金の使いみちが特に定められず、どのような仕事の費用にもあてることができる税金をいいます。

目的税 ● 使いみちが特定されている税金をいいます。たとえば、都市計画税は下水道・公園・道路などを整備する都市計画事業の費用にあてます。

市民税

市民税には、個人市民税と法人市民税があり、それぞれ均等の額を納める均等割と所得に応じて納める所得割(法人の場合は法人税割)の2種類からなっています。

個人市民税

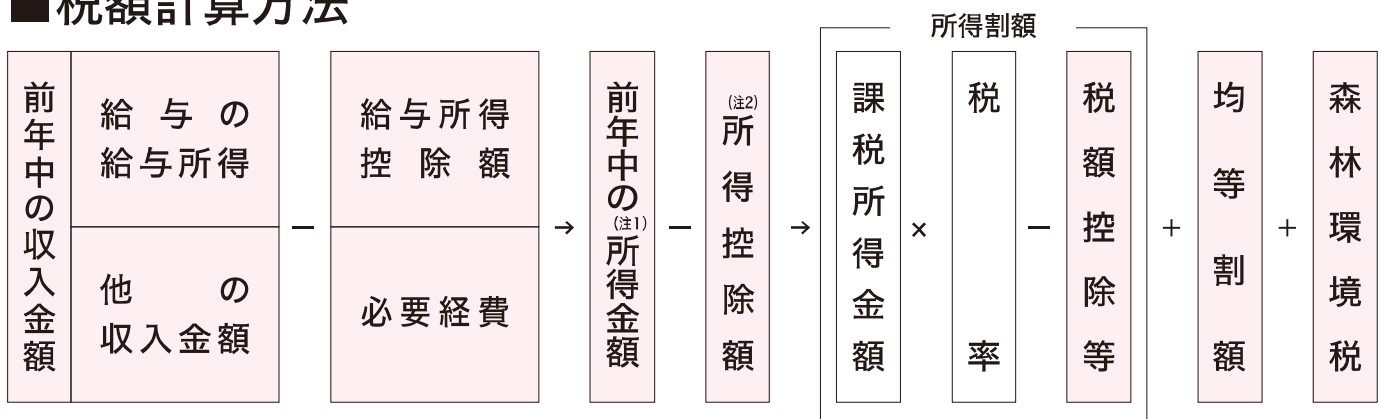
■納税義務者

- ①1月1日現在、市内に居住する個人…均等割と所得割
- ②1月1日現在、静岡市の各区内に事業所や家屋敷を所有する個人で当該区内に居住していない方…均等割のみ

※上記の①又は②に該当する方であっても、所得等の状況によっては、非課税となる場合があります。

※令和6年度から、均等割と合わせて国税である森林環境税が課税されます。

■税額計算方法



(注1) 所得金額 ●所得割の税額計算の基礎となるもので、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算定します。
所得の種類は、所得税と同じく①利子所得、②配当所得、③不動産所得、④事業所得、⑤給与所得、⑥退職所得、⑦山林所得、⑧譲渡所得、⑨一時所得、⑩雑所得(公的年金等を含む)の10種類です。

(注2) 所得控除額 ●納税義務者に扶養親族があるかどうかや、前年中の社会保険料の支払金額など個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を求めるため所得金額から差し引くものの額をいいます。

法人市民税

■納税義務者

- ①区内に事務所・事業所を持っている法人・・・均等割と法人税割
- ②区内に事務所・事業所を持っていないが、寮・宿泊所・クラブなどを持っている法人・・・均等割
- ③区内に事務所・事業所を持っている「法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの」が収益事業を行う場合・・・均等割と法人税割
- ④法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で区内に事務所・事業所を有するもの・・・法人税割

■税額計算方法 法人税額×税率^(注1)＋均等割額^(注2)

- (注1) 平成26年9月30日以前に開始した事業年度：12.3%
平成26年10月1日以後に開始した事業年度：9.7%
令和元年10月1日以後に開始した事業年度：6.0%

(注2) 均等割は区ごとに課税されます。

固定資産税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)に対して課税されます。

※償却資産とは、事業のために使うことができる機械や備品などで自動車等を除きます。

■納税義務者

1月1日現在、区内に固定資産を所有している人(原則として固定資産課税台帳に所有者として登録されている人)

■税額計算方法 課税標準額×税率(1.4%)

課税標準額 ● 原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地に係る税負担の調整措置が適用されている場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

免 税 点 ● 区内に同一の人が所有する資産の課税標準額の合計が次の額に満たない場合には課税されません。

土地(30万円) 家屋(20万円) 償却資産(150万円)

軽自動車税(種別割)

軽自動車税種別割は、原動機付自転車、軽自動車(二輪・三輪・四輪)、小型特殊自動車、二輪の小型自動車(これらを「軽自動車等」といいます)の所有者に対して課税されます。

なお、割賦販売等で販売者が所有権を留保している場合は、使用者に課税されます。

納税義務者 ● 4月1日現在、軽自動車等の所有者となっている個人又は法人

申告 ● 軽自動車等を取得(購入)、譲渡(売却)、廃車(廃棄等)した場合、盗難に遭い見つからない場合、又は所有者が市外に転出もしくは死亡した場合には、ご本人又は関係者の方から申告していただく必要があります。無届のままで車体を譲渡又は処分してしまうと、税金をはじめ様々なトラブルの原因になるので、必ず所定の届出をするようお願いします。
※申告手続きについては「P27」参照

軽自動車税(環境性能割)

軽自動車税環境性能割は、新車・中古を問わず三輪以上の軽自動車(取得価額が50万円を超えるもの)の取得者に対して取得時に1回のみ課税されます。割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は買主である使用者に課税されます。

納税義務者 ● 軽自動車を取得した人(新車、中古を問わない)

税率 ● 燃費基準値達成度等に応じて、新車、中古車を問わず、非課税～2%

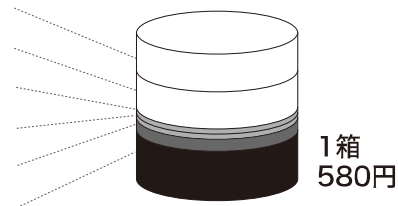
市たばこ税

たばこの製造者、卸売業者などが、市内の小売業者に「たばこ」を売り渡したときに、本数に応じて課税されます。

納税義務者 ● たばこの製造業者、卸売販売業者等
税 率 ● 売渡し本数1,000本につき6,552円

●●●●●●●●●● たばこ1箱(20本入580円)の中の税金は... ●●●●●●●●●●

国たばこ税	136.04円
市たばこ税	131.04円
県たばこ税	21.40円
たばこ特別税	16.40円
消費税	52.72円
	357.60円



鉱産税

鉱物の掘採事業を行った場合、その鉱物の価格に対して課税されます。

納税義務者 ● 鉱業者
税 率 ● 鉱物の価格の1% (価格が200万円以下の場合は0.7%)

特別土地保有税

土地の投機的取得及び保有を抑制し、宅地の供給促進を図ることを目的として、土地の所有又は取得に対して課税されます。

納税義務者 ● 区内に2,000㎡以上の土地を所有する又は取得した者
税 率 ● 保有は1.4%、取得は3%
※平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行われません。

入湯税

環境衛生施設などの整備や、観光の振興にあてるための目的税で、鉱泉浴場(温泉)に入湯したときに課税されます。

納税義務者 ● 入湯者

税 率 ● 1人1日150円

※ただし、13歳未満の者、修学旅行など学校行事に参加する者及び日帰りで入湯する者は、免除されます。

事業所税

都市環境の整備・改善に関する事業にあてるための目的税で、市内の事業所等において行われる一定規模以上の事業に対して課税されます。

納税義務者 ● 事業所等において事業を行う法人又は個人

免 税 点 ● (1)資 産 割 事業所床面積1,000㎡以下

(2)従業者割 従業者数100人以下

※(1)及び(2)の数字は、非課税分を差し引きした後のもの

税 率 ● (1)資 産 割 事業所床面積1㎡につき600円

(2)従業者割 従業者給与総額の0.25%

都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業にあてるための目的税で、固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。

納税義務者 ● 1月1日現在、市街化区域内に所在する土地及び家屋を所有している人

税額計算方法 ● 課税標準額×税率(0.3%)

課税標準額 固定資産税と同じく土地、家屋の評価額をもとに算出します。

市街化区域農地の宅地並み課税

市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税は、宅地並みの課税となります。ただし、新たに宅地並みの課税となってから4年度間については、軽減措置が講じられます。

なお、生産緑地地区の指定を受けた場合や市街化調整区域に編入された場合は、農地としての課税となります。

■宅地並み課税による税額の求め方

▼固定資産税額

次の(ア)又は(イ)のうちの、いずれか少ない額

(ア) 当該年度の評価額×特例率(1/3)×軽減率(下表に掲げる率)×税率1.4%

(イ)
$$\left[\begin{array}{l} \text{当該年度の前年度の} \\ \text{課税標準額(a)} \end{array} + \text{当該年度の評価額} \times \frac{1}{3} \times 5\% \right] \times \text{税率} 1.4\%$$

(b)

(a)当該年度の前年度の課税標準額…前年度の賦課期日において特定市街化区域農地であったものとみなした場合の課税標準額

※(b)が当該年度の評価額に1/3を乗じた額の20%を下回る場合には、20%相当額となります。

▼都市計画税額

次の(ウ)又は(エ)のうちの、いずれか少ない額

(ウ) 当該年度の評価額×特例率(2/3)×軽減率(下表に掲げる率)×税率0.3%

(エ)
$$\left[\begin{array}{l} \text{当該年度の前年度の} \\ \text{課税標準額(c)} \end{array} + \text{当該年度の評価額} \times \frac{2}{3} \times 5\% \right] \times \text{税率} 0.3\%$$

(d)

(c)当該年度の前年度の課税標準額…前年度の賦課期日において特定市街化区域農地であったものとみなした場合の課税標準額

※(d)が当該年度の評価額に2/3を乗じた額の20%を下回る場合には、20%相当額となります。

年度	初年度目	2年度目	3年度目	4年度目
率	0.2	0.4	0.6	0.8

ことしの税額はいくら

市民税・県民税の計算例

令和5年中の給与収入が500万円(他に収入はない)
無収入の妻と子2人(17歳と13歳)を扶養
社会保険料50万円

の場合、
令和6年度の市民税・県民税は…

給与収入5,000,000円

①給与収入から給与所得控除額を差し引く。(注)

給与所得控除後の金額 3,560,000円	給与所得控除額 1,440,000円
--------------------------	-----------------------

②所得控除の合計額を差し引く。

1,970,000円	所得控除の合計額 1,590,000円
------------	------------------------

配偶者控除
一般扶養控除

33万円
33万円

社会保険料控除
基礎控除

50万円
43万円

③市民税・県民税それぞれの税率で所得割額を計算する。

課税所得金額 1,970,000円	×8%=157,600円→市民税の所得割		A
	×2%=39,400円→県民税の所得割		B

④調整控除額を計算する。 ※「P54」参照

市民税	150,000円×4%=6,000円		C
県民税	150,000円×1%=1,500円		D

⑤市民税・県民税それぞれの所得割から調整控除額を差し引き、均等割を加える。

市民税 157,600円(A)－6,000円(C)+3,000円(均等割)=154,600円

県民税 39,400円(B)－1,500円(D)+1,400円(均等割)=39,300円

令和6年度の市民税・県民税=154,600円+39,300円+1,000円(森林環境税)=194,900円

(注)給与所得控除額は、給与所得者の必要経費に相当するものです。

給与所得の金額は、給与収入から給与所得控除額を差し引いたものですが、実際には、所得税法別表第五により、給与収入の金額に応じて求めることとされています。

※所得割と均等割については「P53」参照

市民税・県民税と所得税の税率及び主な所得控除等

▼市民税・県民税の税率

【所得割】

市民税	県民税
8%	2%

【均等割】

市民税	県民税
3,000円	1,400円

※所得割は、指定都市以外の市では、市民税6%、県民税4%

※県民税均等割1,400円のうち400円は、「森林づくり県民税」としていただくものです。

(「森林づくり県民税」については「P3」参照)

※令和6年度から、均等割と合わせて国税である森林環境税(1,000円)が課税されます。

▼所得税の税率

課税所得金額	税率	速算控除額
1,949,000円まで	5%	—
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

※令和19年までの各年分については、復興特別所得税(原則として、その年分の所得税額の2.1%)をあわせて申告・納付する必要があります。

▼市民税・県民税と所得税の主な所得控除の比較

区分		市民税・県民税	所得税(注1)	控除額の差
配偶者控除	一般(70歳未満の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が900万円以下のとき】	330,000円	380,000円	50,000円
	一般(70歳未満の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が900万円超950万円以下のとき】	220,000円	260,000円	40,000円
	一般(70歳未満の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が950万円超1,000万円以下のとき】	110,000円	130,000円	20,000円
	老人(70歳以上の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が900万円以下のとき】	380,000円	480,000円	100,000円
	老人(70歳以上の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が900万円超950万円以下のとき】	260,000円	320,000円	60,000円
	老人(70歳以上の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が950万円超1,000万円以下のとき】	130,000円	160,000円	30,000円

扶 養 除 控 除	所納 税者 と 同 一 生 計 で 合 計 所 得 金 額 が 48 万 円 以 下	一般(16歳以上19歳未満の親族を含む)	330,000円	380,000円	50,000円
		特定(19歳以上23歳未満の親族)	450,000円	630,000円	180,000円
		老人(70歳以上で同居老親にあたら ない親族)	380,000円	480,000円	100,000円
		同居老親(70歳以上の同居する父母、 祖父母等の直系尊族)	450,000円	580,000円	130,000円
		年少扶養(16歳未満)	0円	0円	0円
障 害 者 控 除		一般(特別障害者以外の障害者)	260,000円	270,000円	10,000円
		特別(身障手帳1・2級、療育手帳A 他の重度障害者)	300,000円	400,000円	100,000円
		配偶者又は扶養親族が同居する特別障害者 (同居特別障害者)	530,000円	750,000円	220,000円
寡 婦 控 除		合計所得金額が500万円以下で、次の要件 に当てはまる者(事実上婚姻関係と同様の事 情にあると認められる者がいる者を除く。) (1)夫と離別し、その後婚姻をしていない者で 扶養親族のいる者(ひとり親に該当する者を 除く。) (2)夫と死別し、その後婚姻していない者又は 夫の生死が明らかでない一定の者	260,000円	270,000円	10,000円
ひ と り 親 控 除		合計所得金額が500万円以下の単身者で、前 年の総所得金額等が48万円以下の生計を一 にする子がいる者(事実上婚姻関係控除と同 様の事情にあると認められる者がいる者を除 く。)	300,000円	350,000円	50,000円
勤 労 学 生 控 除		納税者が学生で合計所得金額が75万円以 下(うち自己の勤労によらない所得が10万 円以下)の者	260,000円	270,000円	10,000円
配 偶 者 特 別 控 除		納税者の合計所得金額が1,000万円以下で 配偶者の合計所得金額が48万円(給与特別 控除収入103万円)を超え、133万円(給与収 入201万円)以下	(上限) 330,000円	(上限) 380,000円	(上限) ^(注2) 50,000円
基 礎 控 除			430,000円	480,000円	50,000円

(注1) 所得税については、令和5年分の税率及び控除額。ただし、この額は法改正により修正される場合があります。

(注2) 調整控除の計算の際には、配偶者の合計所得金額が48万円超50万円未満の場合は2～5万円、50万円以上55万円未満の場合は1～3万円、その他の場合は0円となります。

▼調整控除

市民税・県民税と所得税では、扶養控除などの人的控除額に差があり税源移譲による負担増を調整するため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて市民税・県民税を減額するものです。なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は調整控除が適用されません。(控除額の差については「P53」参照)

(ア) 合計課税所得金額^(注)が200万円以下の場合

次の①と②のいずれか小さい額の5%(市民税4% 県民税1%)

① 人的控除額の差の合計額

② 個人市民税・県民税の合計課税所得金額

(イ) 合計課税所得金額^(注)が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額(合計課税所得金額-200万円)}の5%(市民税4% 県民税1%)

ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円(市民税2,000円 県民税500円)とします。

(注) 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

▼住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①所得税の控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、②所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)のいずれか小さい額に、下覧の割合を乗じた金額について減額するものです。

ただし、居住年が平成26年から令和4年までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額になります。

市民税	4 / 5	県民税	1 / 5
-----	-------	-----	-------

▼寄附金税額控除

前年中に次に掲げる2千円を超える寄附をした場合には、その超える金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)の市民税は8%、県民税は2%に相当する金額について減額するものです。

① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(いわゆる「ふるさと納税」)

② 静岡県共同募金会又は日本赤十字社静岡県支部に対する寄附金

③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象または特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として静岡市又は静岡県の条例で定めるもの

なお、①の寄附金の場合、上記金額に加え、寄附金のうち2千円を超える部分について特例控除(市民税・県民税所得割の2割を限度)があり、所得税と合わせてその全額が控除されます。また、申告特例制度の適用を受けた場合は、特例控除に法令に定める割合を乗じて得た額をさらに加算して控除されます。

令和6年度の市民税・県民税が課税されない人

● 令和6年1月1日において生活保護法によって生活扶助を受けている人

● 平成18年1月3日以後生の未成年者、令和6年1月1日において障害者あるいは寡婦又はひとり親のいずれかに該当し、令和5年中の合計所得金額が135万円以下(給与収入のみの場合は収入額で204万4千円未満)であった人。

- 非課税限度額以下の所得の人
令和5年中の合計所得金額が、
31万5,000円(同一生計配偶者+扶養親族+1)+10万円+18万9,000円
を超えない人。ただし、18万9,000円は、同一生計配偶者又は扶養親族のいる人のみ加算します。

令和7年度の市民税・県民税の申告

令和7年度の市民税・県民税の申告書の提出期限は令和7年3月17日です。

【申告しなければならない人】

●給与所得者(会社員)の場合

①給与以外に所得のある人(外交員報酬、講演料、原稿料、地代、家賃、配当、年金など)

※所得税では、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税では、源泉徴収の制度がとられていないこと等から、それらの所得についても給与所得と合わせて申告する必要があります。

②勤務先から静岡市へ給与支払報告書が提出されない人

●公的年金等(老齢厚生、老齢基礎、退職共済など)所得者の場合

確定申告をしていない方で、

①公的年金等以外の所得のある人(外交員報酬、講演料、原稿料、地代、家賃など)

※所得税では、公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税では、源泉徴収の制度がとられていないこと等から、それらの所得についても公的年金所得と合わせて申告する必要があります。

②公的年金等の源泉徴収票に記載されている以外に所得控除(医療費控除、社会保険料控除等)があり追加・訂正をする場合

●上記以外の場合

非課税限度額を超える所得がある人

※所得税の確定申告をした場合、確定申告書は市民税・県民税の申告書を兼ねているので、新たに市民税・県民税の申告をする必要はありませんが、税金のかかる所得の下限が所得税よりも低いことなどにより、所得税がかからない人でも、市民税・県民税はかかる場合があります。そのため、所得税の確定申告は必要なくても、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

令和6年度の軽自動車税(種別割)

▼原動機付自転車、軽二輪車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の税率

車 種		税率(年額)
原 動 機 付 自 転 車	排気量50cc又は0.6kw以下 (特定小型原動機付き自転車を含み、ミニカーを除く)	2,000円
	排気量90cc又は0.8kw以下	2,000円
	排気量125cc又は1.0kw以下	2,400円
	ミニカー(排気量50cc又は0.6kw以下)	3,700円
軽 二 輪 車	排気量125cc超～250cc以下 (被けん引車含む)	3,600円
小 型 特 殊 自 動 車	農耕用35km/h 未満	2,400円
	特殊作業用15km/h以下	5,900円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円

▼三輪車、四輪車の税率

車 種 (排気量660cc以下)			税 率(年額)		
			最初の新規検査から(新車登録)の時期		
			H23.3.31まで	H23.4.1から H27.3.31まで	H27.4.1以降
			最初の新規検査から 13年を経過した車両 には「経年重課」が適 用されます※	「経年重課」に該当す るまでの間は、 H27年度までの税率 が引き続き適用され ます。	グリーン化特例(1年 限り)が適用されない 車両に適用されます。
三 輪 車			4,600円	3,100円	3,900円
四 輪 車	乗 用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	貨 物	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円

※ただし、電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引車は除きます。

▼グリーン化特例

下記の①～③の環境性能を有し、令和5年度に最初の新規検査をした車両は、令和6年度に限り、軽減税率が適用されます。

車種区分 (排気量660cc以下)			税率(年額)		
			電気自動車等または燃費基準等による区分		
			①電気自動車等 (税額を概ね75%軽減)	②燃費基準等 (税額を概ね50%軽減)	③燃費基準等 (税額を概ね25%軽減)
三輪車			1,000円		
四輪車	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円		
	貨物	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		

※②、③は、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする営業用軽自動車で乗用のものに限りま。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考欄」をご確認ください。

①電気軽自動車

天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制に適合するもの）

天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素化合物の排出量が少ないもの)

②平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

③平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

令和6年度の軽自動車税(環境性能割)

軽自動車税環境性能割の税率は燃費達成基準達成度等に応じて決定し、新車、中古車を問わず、取得価格に下記の税率を乗じた額が税額になります。

【乗用車に係るもの】

【令和7年3月31日まで】

種 別				税 率	
				自家用	営業用
3 輪以上の軽自動車	電 気 軽 自 動 車 等 注1			非課税	非課税
	ガソリン車・ ハイブリッド車 注2	令和12年度 燃費基準	80%達成車 注3	非課税	非課税
			70%達成車 注3	1%	0.5%
			60%達成車 注3	2%	1%
	上記要件に該当しない車両			2%	2%

【貨物車に係るもの】

種 別				税 率	
				自家用	営業用
3 輪以上の軽自動車	電 気 軽 自 動 車 等 注1			非課税	非課税
	ガソリン車・ ハイブリッド車 注2	令和4年度 燃費基準	105%達成車	非課税	非課税
			達成車	1%	0.5%
			95%達成車	2%	1%
	上記要件に該当しない車両			2%	2%

注1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準10%低減又は平成30年排出ガス基準達成車に限る。)をいいます。

注2 平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

注3 令和2年度燃費基準達成車に限ります。

固定資産税の計算例

▼土地 200m²の住宅用地の場合

令和5年度の課税標準額	3,800,000円	} のとき
令和6年度の評価額	32,000,000円	

【税額の計算】

- ①令和6年度の本来の課税標準額(評価額×1/6)を算出します。
 $32,000,000円 \times 1/6 = 5,333,333円$
- ②「令和5年度の課税標準額」の「令和6年度の本来の課税標準額」に対する割合を求めます。
 $3,800,000円 / 5,333,333円 \approx 71.2\%$

前年度の課税標準額が、今年度の本来の課税標準額の100%未満の場合、本来の課税標準額の100%に達するまで、本来の課税標準額の5%相当額ずつ課税標準額を引き上げます。ただし、上記より計算した課税標準額が、今年度の本来の課税標準額の20%を下回る場合には、本来の課税標準額の20%とします。

- ③②の割合が100%未満であるため、「令和5年度の課税標準額」に「令和6年度本来の課税標準額」の5%を加えます。
 $3,800,000円 + (5,333,333円 \times 5\%) = 4,066,000円$ (千円未満切捨て)
※課税標準額の端数処理は、実際にはすべての固定資産の課税標準額を合算した後の額によって行われます。
- ④令和6年度の固定資産税額
 $4,066,000円 \times 1.4\% = 56,900円$ (百円未満切捨て)

▼家屋 新築の木造二階建の住宅を建てた場合

建築時期 令和5年8月

床面積 130㎡

令和6年度価格 13,000,000円……………①

(価格は面積のほか、建物の間取り、仕上げ等により変わります)

のとき

【税額の計算】

$$\textcircled{1} \times 1.4\%(\text{税率}) = 182,000\text{円} \dots\dots\dots \textcircled{2}$$

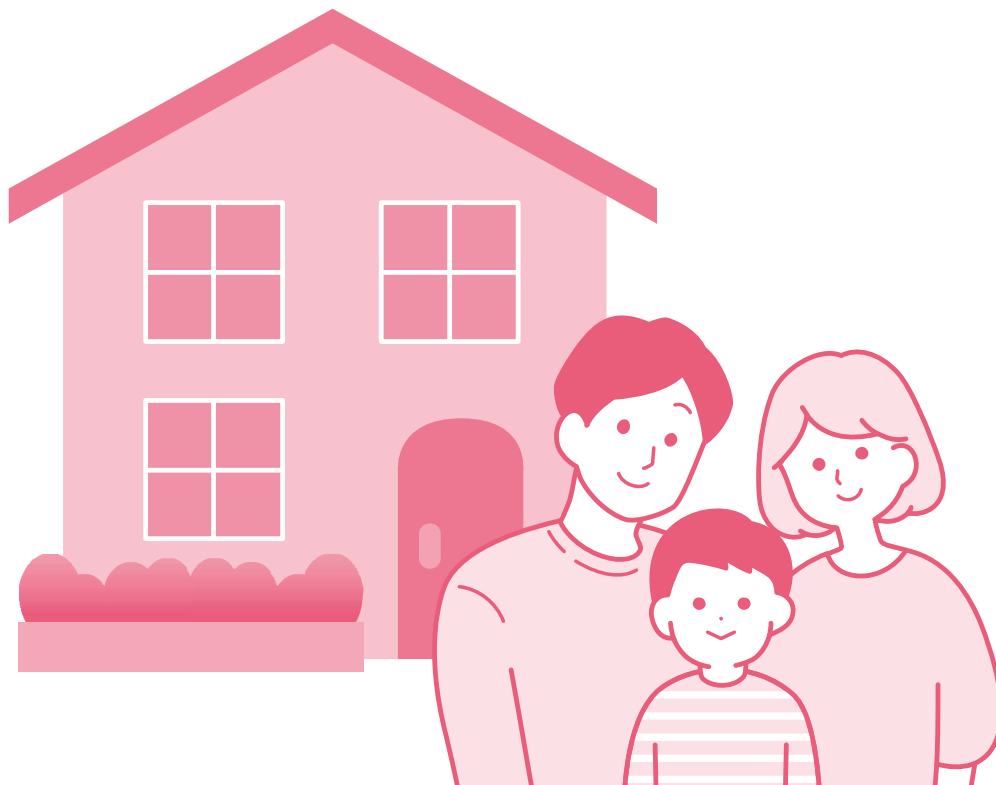
(新築住宅の減額)

$$\textcircled{1} \times \underbrace{\ast 120 / 130 \times 1.4\%}_{(\text{税率})} \times 1 / 2 = 84,000\text{円} \dots\dots\dots \textcircled{3}$$

(令和6年度の固定資産税額)

$$\textcircled{2} - \textcircled{3} = 98,000\text{円}$$

※一定の要件に適合する場合、新築後の一定期間、120㎡相当分までの固定資産税額が1/2減額されます。(「P17 (Q&A⑫新築4年目に急に固定資産税が上がったのは)」参照)



▼償却資産

取得資産	舗装路面（コンクリート敷）（耐用年数15年※）	} を取得したとき
取得時期	令和5年9月	
取得価額	2,700,000円	

【税額の計算】

取得価額×(1－耐用年数に応ずる減価率／2)＝評価額

2,700,000円×(1－0.142／2)＝2,508,300円

(課税標準額) 2,508,000円(千円未満切捨て)

※課税標準額の端数処理は、実際にはすべての償却資産の課税標準額を合算した後の額によって行われます。

(固定資産税額) 2,508,000円×1.4%≒35,100円(百円未満切捨て)
(税率)

令和4年以前に取得した資産の評価額の計算方法は、
前年度評価額×(1－耐用年数に応ずる減価率)＝評価額

※償却資産の耐用年数は、一部例外を除き、減価償却資産の耐用年数に関する省令によるものとされています。

自主納税について

市税は納期限内に納めましょう

市税は、納税者の皆さんが定められた期日(これを「納期限」といいます。)までに、自ら納めていただくことになっています。これを自主納税といいます。

静岡市では、この税金本来の姿である自主納税を広く推進しています。

●市税の納付

市税の納付方法については、全税目(※市県民税(特徴)・法人市民税・事業所税・市たばこ税・入湯税は再発行分のみ)でコンビニエンスストア店頭での納付のほか、各種決済アプリや地方税共同機構が運営する「地方税お支払いサイト(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)」でキャッシュレス決済が可能です。詳細は下記をご確認ください。

●金融機関での納付

<取扱い金融機関>

静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行、静岡信用金庫、しずおか焼津信用金庫、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、名古屋銀行、中京銀行、静岡中央銀行、三井住友銀行、島田掛川信用金庫、静岡県労働金庫、富士信用金庫、東日本信用漁業協同組合連合会(静岡県内に所在する店舗に限る)、静岡市農業協同組合、清水農業協同組合

QRコード(eL-QR)が印刷された納付書は、上記以外の、ゆうちょ銀行を含む全国の地方税統一QRコード対応金融機関でも納付いただけます。対応金融機関等は、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/ginkou/>)をご確認ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

●コンビニエンスストアでの納付

バーコードが印刷された納付書は、全税目(市県民税(特徴)・法人市民税・事業所税・市たばこ税・入湯税は再発行分のみ)を全国のコンビニエンスストアで、いつでも納めることができます。

<取扱コンビニエンスストアチェーン>

セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ニューヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店(アピタ、イオン、ウエルシア、エスポット、静鉄ストア、ノジマ、ヒバリヤ、マックスバリュ等※) ※一部店舗除く

●eL-QR(eL番号)を利用したキャッシュレス納付

(1)各種ペイアプリ

eL-QRが印刷された納付書は、アプリ内のカメラから読み取ることで、キャッシュレス決済が可能です。スマホアプリを起動し、スマホアプリ内のカメラから納付書のeL-QRを読み取り、納付を行います。

<対応アプリ>

PayPay、au PAY、楽天ペイ、d払い、ファミペイ、PayB、J-Coin、Pay、Bank、Pay等

(2)地方税お支払サイトでの納付

eL-QRまたはeL番号の印刷された納付書は、お手持ちのパソコンやスマートフォン等から「地方税お支払サイト(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)」にアクセスし、下記の決済が可能です。「地方税お支払いサイト」トップページで「eL-QR読取」か「eL番号入力」を行い、納付書情報をお確かめの上、決済方法を選択してください。「eL番号」は、納付書に記載されています。eL-QRが印刷されていない納付書の場合や、カメラがついていないパソコン等で納付する際にご利用ください。詳細は、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

<納付方法>

①クレジットカード決済

画面遷移に従い、クレジットカード情報を入力し、決済を行います。利用には手数料が発生します。クレジットカード決済の場合、1,000万円以上の金額は納付できません。

②インターネットバンキング

画面遷移に従い、金融機関のWebサイトで支払い手続きを行います。事前に金融機関においてインターネットバンキングの登録が必要です。

③口座振替(ダイレクト方式)

金融機関の口座を利用し、引き落とし日を指定して直接納付することが可能です。事前に「地方税お支払サイト」での利用者ID登録及び口座情報登録が必要です。継続的な引き落としには対応していません。都度引き落とし手続きが必要です

④ペイジー番号発行(ATM等で支払い)

画面遷移に従い、ペイジー番号を発行し、ATMやインターネットバンキング等で納付を行います。

<ご利用上の注意>

- ・各キャッシュレス決済サービスの利用限度額を超えるものはお取り扱いできません。
- ・アプリのダウンロードは基本的に無料ですが、パケット通信料は利用者の負担となります。
- ・キャッシュレス決済を利用した場合は領収書が発行されませんので、納付後すぐに納税証明が必要な方は、静岡市の指定金融機関又はコンビニエンスストア等をご利用ください。
- ・キャッシュレス決済を利用した納付で納税証明書が必要な場合は、納付手続きから2～3週間後に市役所又は市民サービスコーナーの窓口で発行可能になりますので、そちらをご利用ください。車検で使用する軽自動車税種別割納税証明書(継続検査用)のみ無料で、その他の納税証明書は有料となります。なお、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)により、軽自動車(軽三輪車・軽四輪車・被けん引車)の車検で納税証明書の提示が原則不要になります。詳しくは29ページをご覧ください。
- ・キャッシュレス決済は科目期別(納付書)ごとに手続きが必要となります。
- ・使用できる金融機関やコンビニエンスストア、ペイアプリ等は統廃合等により変更になる場合があります。

●市税の滞納

決められた納期限内に納付しないことを滞納といいます。

滞納になりますと、督促状が送付され、また、税の他に延滞金を納めなければならないこととなります。

●延滞金

市税を納期限後に納付する場合には、納期限までに納めた方との公平性を保つため、納期限の翌日から完納の日までに応じた割合で計算した額(延滞金)が本税に加算されることとなります。延滞金の率は、地方税法により納期限の翌日から一月を経過する日までは年7.3%、納期限の翌日から一月を経過した日からは年14.6%と定められています。

しかし、金利が低水準で移行していることから、延滞金特例基準割合を基にした特例が講じられています(令和2年12月31日までの期間に対応する延滞金については、特例基準割合を基にした特例が講じられていました)。

適用期間等		特例基準割合又は延滞金 特例基準割合の定義	納期限の翌日から 一月を経過する日まで	納期限の翌日から 一月を経過した日から
	本則	—	年7.3%	年14.6%
特 例	平成12年 1月1日から 平成25年 12月31日まで	前年の11月30日における日本銀行法第15条第1項第1号の規定による商業手形の基準割引率+4%	特例基準割合 (年7.3%が上限)	
	平成26年 1月1日から 令和2年(2020年) 12月31日まで	前々年の10月から前年の9月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合+1%	特例基準割合 +1% (年7.3%が上限)	特例基準割合 +7.3% (年14.6%が上限)
	令和3年(2021年) 1月1日から	平均貸付割合(前々年の9月から前年の8月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合)+1%	延滞金特例基準割合 +1% (年7.3%が上限)	延滞金特例基準割合 +7.3% (年14.6%が上限)

●差押処分

法律では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない。」と定められています。

そのため、催告書を送付したり、電話連絡したりして納付を促しています。それでもご相談や納付をされない場合は、その方の財産（動産、不動産、給料、預貯金等）を差し押さえることとなります。

●差押財産（動産・不動産）の公売

差し押さえた後、特別な理由もなく滞納が続きますと、差押財産（動産・不動産）を公売します。

●納期内納付を心がけましょう

市税を滞納されますと、このように納税者にとって不利益となることはもちろんですが、滞納整理に多くの費用がかかります。この費用も貴重な皆さんの税金から支出されることになるため、市民の皆さんにとって大きな損失になります。

市税は、静岡市民皆さんの財産です。市税を有効に使うため、必ず納期内納付を心がけましょう。



●●●●●●●●●● 納税の義務 ●●●●●●●●●●

いろいろな税金が、私たちの生活を支えるために使われています。こうした税金は、私たちが負担しなければなりません。このことは、憲法第30条に「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う」とはっきり示されています。また、第84条には国民を代表する国会が定めた法律によってのみ、新たな税金を決めたり、変えたりすることができるとあります。このように決められた法律に基づいて、私たちは、正しく税金を納めることが大切です。

令和6年度 市税等納期限一覧表

() の中の期日が各納期限です

税 目 月 別	市 税 等							その他	国 税		県 税	
	市民税・県民税	都 固 市 定 計 資 画 産 税 税	軽 自動車 税 種 別 割	国 民 健 康 保 険 料	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	介 護 保 険 料	下 水 道 事 業 受 益 者 負 担 金	国 民 年 金 保 険 料	復 興 特 所 別 得 所 税 得 及 税 び	及 び 個 人 事 業 者 の 消 費 税	自 動 車 税 種 別 割	個 人 事 業 税
令和6年	4月		1期 (4/30)					4月分 (5/31)				
	5月			定期 (5/31)				5月分 (7/1)	確定申告 延 納 (5/31)		定期 (5/31)	
	6月	1期 (7/1)			1期 (7/1)		1期 (6/25)	6月分 (7/31)				
	7月		2期 (7/31)		2期 (7/31)	1期 (7/31)		7月分 (9/2)	予定納税 第1期 (7/31)			
	8月	2期 (9/2)			3期 (9/2)	1期 (9/2)	2期 (8/26)	8月分 (9/30)				1期 (9/2)
	9月				4期 (9/30)	2期 (9/30)	3期 (9/25)	2期 (9/25)	9月分 (10/31)	中間納付 (9/2)		
	10月	3期 (10/31)			5期 (10/31)	3期 (10/31)	4期 (10/25)	10月分 (12/2)				
	11月				6期 (12/2)	4期 (12/2)	5期 (11/25)	11月分 (1/6)	予定納税 第2期 (12/2)			2期 (12/2)
	12月		3期 (1/6)		7期 (1/6)	5期 (1/6)	6期 (12/25)	3期 (12/25)	12月分 (1/31)			
令和7年	1月	4期 (1/31)			8期 (1/31)	6期 (1/31)	7期 (1/27)	1月分 (2/28)				
	2月		4期 (2/28)		9期 (2/28)	7期 (2/28)	8期 (2/25)	2月分 (3/31)				
	3月				10期 (3/31)	8期 (3/31)		3月分 (4/30)	確定申告 (3/17)	確定申告 (3/31)		

最近の主な制度改正のあらまし

個人市民税・県民税

(1) 森林環境税の課税が開始されます

森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、令和6年度から、個人住民税均等割と併せて、1人年額1,000円が課税されます。

※緊急防災・減災事業の財源確保のために制定された市民税・県民税引き上げ分(計1,000円)については、令和5年度で終了となりました。

<令和5年度まで>

個人住民税 均等割	県民税	1,900円/年
	市民税	3,500円/年
合計		5,400円/年

<令和6年度から>

森林環境税	国税	1,000円/年
個人住民税 均等割	県民税	1,400円/年
	市民税	3,000円/年
合計		5,400円/年

(2) 定額減税が実施されます

令和6年度の個人市民税・県民税において、定額減税が行われることとなりました。

市民税・県民税の所得割額から、それぞれ以下の額が控除されます。

定額減税額 A (1万円+1万円×人数 ^注)
注・控除対象配偶者又は扶養親族の数

県民税定額減税額 B 県民税所得割額 県民税所得割額+市民税所得割額
市民税定額減税額 C = A - B

※定額減税の対象となるのは、令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下の方です。

※上表**A**の「人数」に当たる「控除対象配偶者又は扶養親族」は、国内に住所を有する方に限られます。

定額減税の実施に伴い、令和6年度の各期・各月の個人市民税・県民税の額は、原則として、下表のとおりとなります

給与からの特別徴収	6月分は徴収されず、定率減税後の税額を7月～令和7年5月にかけて徴収
普通徴収	定額減税を第1期納付額から控除し、控除しきれない場合は第2期以降の納期で順次控除
公的年金からの特別徴収	10月分の徴収額から控除し、控除しきれない場合は①12月分～令和7年2月分、②8月分、6月分、4月分の順に順次控除

(問合せ先)

定額減税について：市民税課企画指導係(054-221-1558)

市税の電子申告

地方税ポータルシステム「eLTAX」^{エルタックス}を利用して、インターネット上で市税の申告手続きができます。ぜひご利用ください。



eLTAXは、地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスでインターネットを通じて簡単に行うことが出来るシステムです。

●電子申告できる市税

- ・法人市民税
- ・固定資産税(償却資産)
- ・個人市民税・県民税(給与・公的年金支払報告書・特別徴収関連)
- ・事業所税
- ・入湯税
- ・市たばこ税

※電子申告できる市税は今後拡大される予定です。

●利用準備から申告まで

①電子証明書を取得する

商業登記認証局、公的個人認証サービス、日本税理士会連合会認証局などの発行機関や認証局が発行した電子証明のいずれかを入手してください。

※税理士に申告書等の作成・送信を依頼している納税者は不要です。

②eLTAXホームページから利用届出(新規)を行い、利用者IDを取得する

③eLTAX対応ソフトウェアを取得する

eLTAXを利用して地方税の電子申告を行うには、申告書等を作成・送信するためのeLTAX対応ソフトウェアが必要です。

※eLTAXホームページから、申告書等の作成・送信を行うためのeLTAX対応ソフトウェア(PCdesk)を無料で取得できます。また、市販されている税務・会計ソフトウェアの中にも、eLTAXに対応しているものがあります。

④eLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信する

⑤受付結果を確認する

・eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等については、eLTAXホームページをご覧ください。
eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

・eLTAXの利用について不明な点等がある場合は、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。
eLTAXホームページ「よくあるご質問」 <https://eltax.custhelp.com/>

※課税・申告など市税に関する問合せ先は「P70」参照

市税のお問合せ先

税目・業務内容	担当課	静岡庁舎	駿河税務センター	清水市税事務所
市税の徴収・督促・納税相談	納税課 (3階)	221-1035・1531		354-2092~2094
市税の特別滞納整理	滞納対策課 (3階)	221-1524・1036		
市税の還付	納税課 (3階)	221-1031		
市税の口座振替	納税課 (3階)	221-1031		
個人市民税(普通徴収分)の賦課	市民税課 (2階)	221-1041・1542		354-2072~2075
個人市民税(特別徴収分)の賦課	市民税課 (2階)	221-1043		
法人市民税・事業所税の賦課など	市民税課 (2階)	221-1039		
軽自動車税種別割・市たばこ税・ 鉱産税・入湯税の賦課など	市民税課 (2階)	221-1218		
固定資産税・都市計画税 (土地)の賦課	固定資産税課 (2階)	221-1046・1546		354-2080・2081
固定資産税・都市計画税 (家屋)の賦課	固定資産税課 (2階)	221-1047・1547		354-2082・2083
固定資産税(償却資産)の賦課	固定資産税課 (2階)	221-1048		
固定資産評価の総合調整など	固定資産税課 (2階)	221-1528		
特別土地保有税の賦課など	固定資産税課 (2階)	221-1528		
市税の調定・税務統計・ 固定資産評価審査委員会など	税制課 (3階)	221-1029		
税務広報など	税制課 (3階)	221-1493		
課税台帳の閲覧・市税に係る証明	市民税課 (2階)	221-1032	287-8669	354-2071・2079
原付登録など	市民税課 (2階)	221-1218	287-8669	354-2071・2079

●静岡市役所各庁舎の所在地

静岡庁舎

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

駿河区役所／駿河税務センター

〒422-8550

静岡市駿河区南八幡町10番40号

清水庁舎／清水市税事務所

〒424-8701

静岡市清水区旭町6番8号

※税に関すること以外のお問合せは、下記へご連絡ください。

静岡庁舎 TEL 254-2111 (代表)

清水庁舎 TEL 354-2111 (代表)

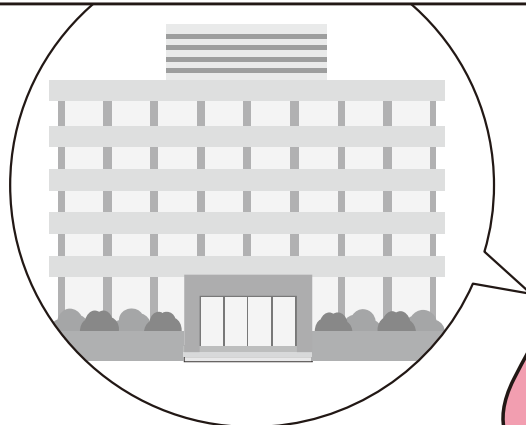
葵区役所 TEL 254-2115 (代表)

駿河区役所 TEL 202-5811 (代表)

清水区役所 TEL 354-2111 (代表)

その他のお問合せ先

税目・業務内容	お問合せ先	
国民年金保険料	(葵 区 ・ 駿 河 区)	静岡年金事務所 〒422-8668 TEL 203-3707 静岡市駿河区中田二丁目7-5
	(清 水 区)	清水年金事務所 〒424-8691 TEL 353-2233 静岡市清水区巴町4-1
申告所得税・ 個人事業者の 消費税など	(葵 区 ・ 駿 河 区)	静岡税務署 〒420-8606 TEL 252-8111 静岡市葵区追手町10-88
	(清 水 区)	清水税務署 〒424-8751 TEL 355-2360 静岡市清水区松原町2-15
自動車税種別割	県静岡財務事務所 自動車税課 〒422-8630 静岡市駿河区有明町2-20	TEL 286-9130
軽自動車税環境性能割・ 自動車税環境性能割	県静岡財務事務所 自動車税分室 〒422-8004 静岡市駿河区国吉田二丁目4-26	TEL 261-4029
個人事業税	県静岡財務事務所 直税第1課 〒422-8630 静岡市駿河区有明町2-20	TEL 286-9161
不動産取得税	県静岡財務事務所 直税第2課 〒422-8630 静岡市駿河区有明町2-20	TEL 286-9170
もり 森林づくり県民税	(税の仕組みについて) 県 税務課 (税の使い道について) 県 森林計画課 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	TEL 221-2337 TEL 221-2613



支所・市民サービスコーナーの所在地

●受付時間

月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時(土・日曜日と祝休日は休み)

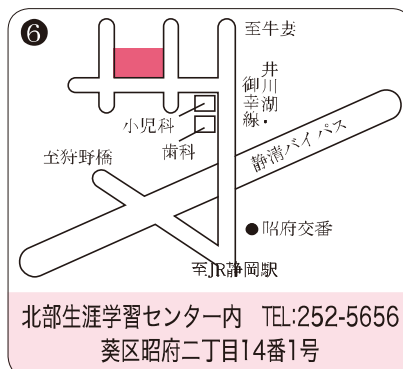
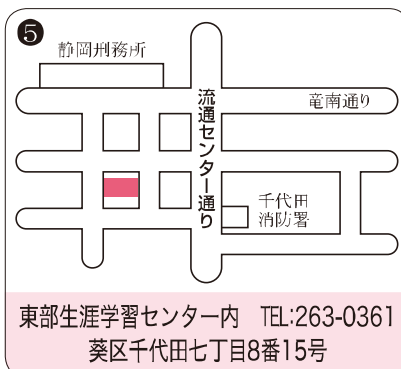
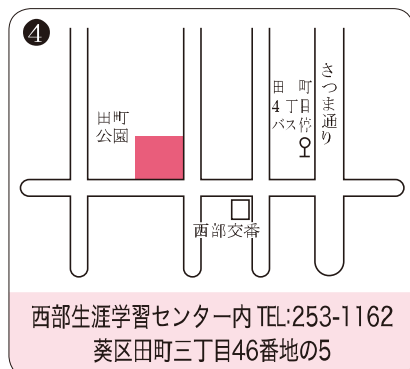
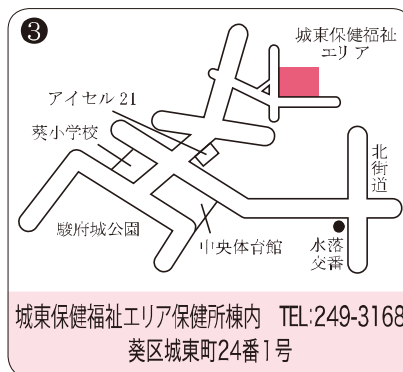
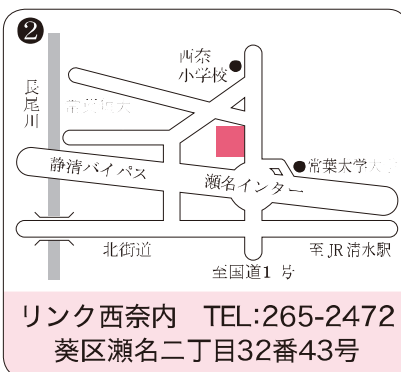
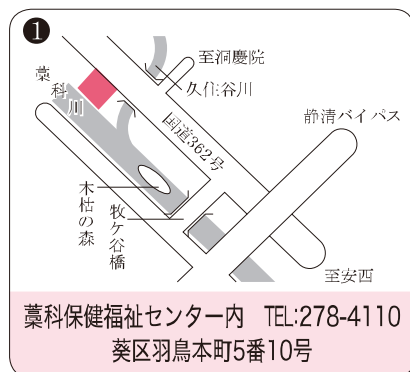
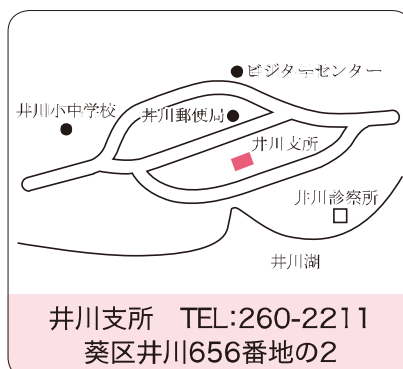
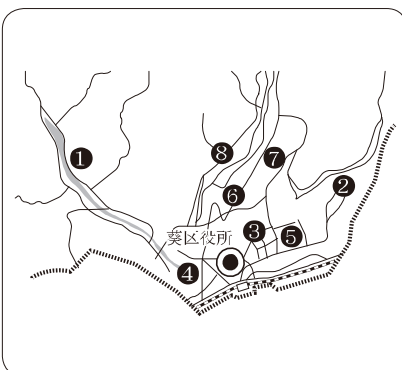
※支所は午前8時30分～午後5時15分

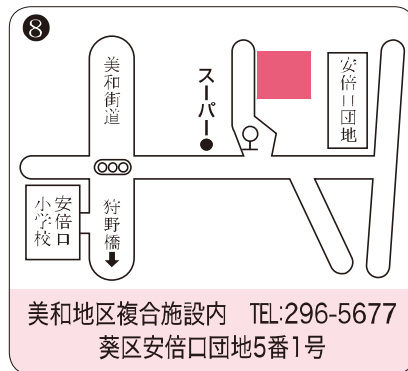
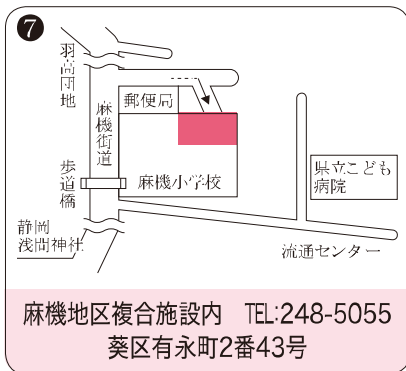
●支所・市民サービスコーナーで発行できる証明

- ・課税(所得)証明
- ・納税証明
- ・軽自動車税種別割納税証明(継続検査用)
- ・法人等所在証明

※その他の証明は、市民税課市税証明係、駿河税務センター又は清水市税事務所証明・原付登録窓口をご利用ください。(「P31」参照)

葵 区

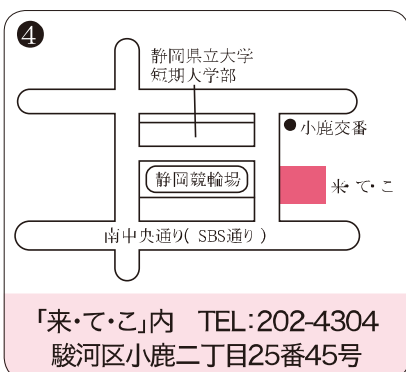
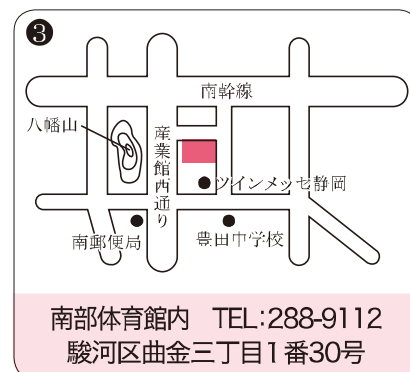
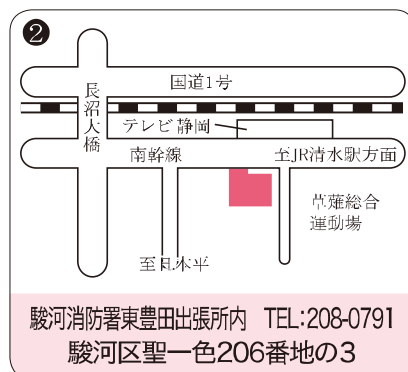
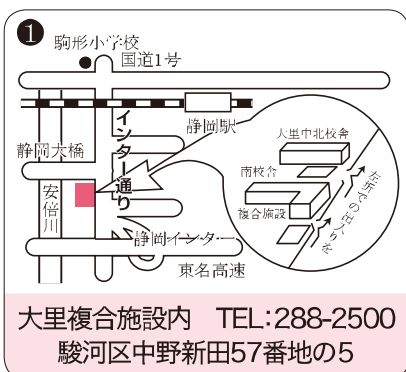
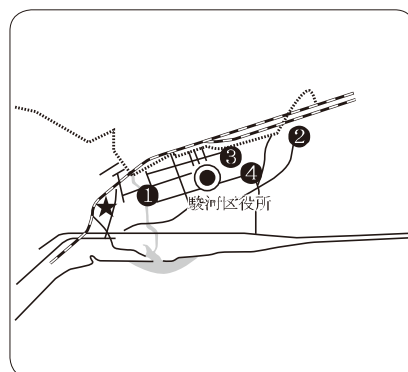




清沢生涯学習交流館内 TEL:295-3111 葵区昼居渡66番地の2 大川生涯学習交流館内 TEL:291-2002 葵区日向10番地	大河内生涯学習交流館内 TEL:293-2111 葵区平野1097番地の38 梅ヶ島生涯学習交流館内 TEL:269-2002 葵区梅ヶ島1309番地	玉川生涯学習交流館内 TEL:292-2111 葵区落合126番地の1
--	---	--

【サービスコーナーの廃止について】

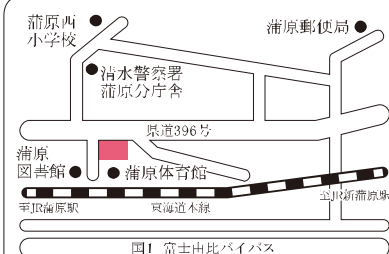
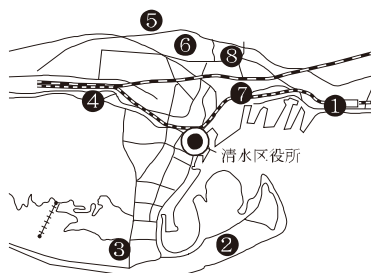
- 令和7年3月31日に廃止……①藁科 ②西奈 ⑦麻機 ⑧美和
- 令和9年12月31日に廃止……③城東 ④西部 ⑤東部 ⑥北部



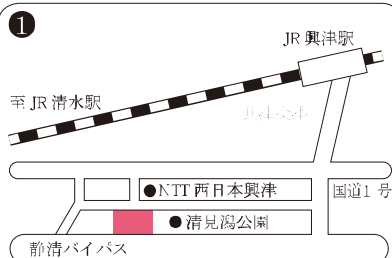
【サービスコーナーの廃止について】

- 令和7年3月31日に廃止……①大里 ②東豊田 ③南体 ④小鹿

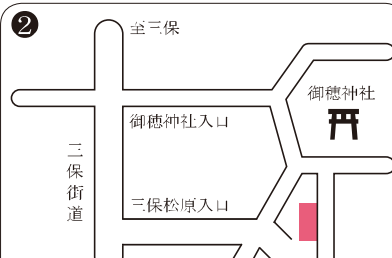
清水区



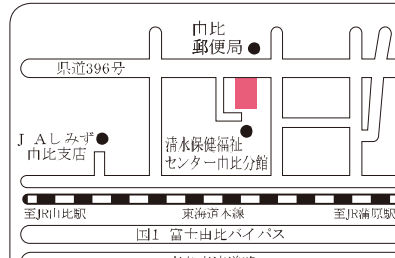
蒲原支所 TEL:385-7770
清水区蒲原新田一丁目21番1号



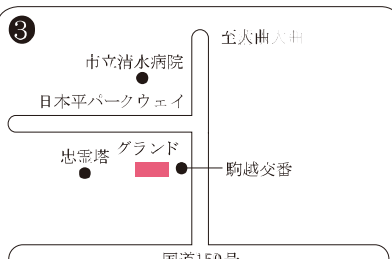
興津生涯学習交流館内 TEL:369-1333
清水区興津本町829番地



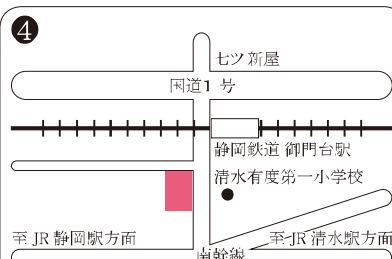
三保生涯学習交流館内 TEL:335-0018
清水区三保松原町39番地の5



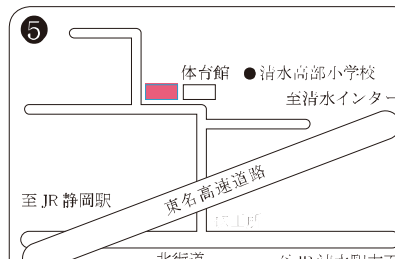
由比生涯学習交流館内 TEL:376-0536
清水区由比北田457番地の1



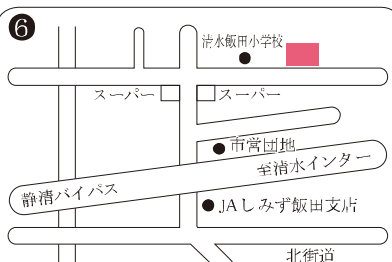
駒越生涯学習交流館内 TEL:335-0017
清水区迎山町1番7号



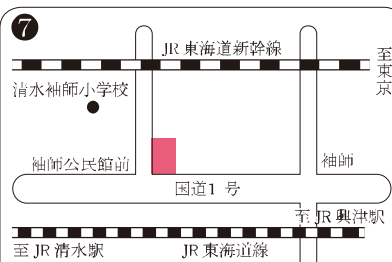
有度生涯学習交流館内 TEL:345-6710
清水区草薙一里山3番1号



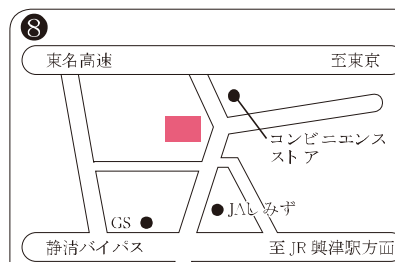
高部生涯学習交流館内 TEL:345-8779
清水区押切1086番地の2



飯田生涯学習交流館内 TEL:365-4263
清水区下野東9番1号



袖師生涯学習交流館内 TEL:367-1175
清水区袖師町1092番地の1



庵原生涯学習交流館内 TEL:365-4262
清水区庵原町68番地の1

小島生涯学習交流館内
TEL:393-3344
清水区但沼町284番地の1

両河内生涯学習交流館内
TEL:395-2244
清水区和田島171番地の1

【サービスコーナーの廃止について】

- 令和7年3月31日に廃止……①興津 ②三保 ③駒越 ⑤高部 ⑦袖師 ⑧庵原および「由比」
- 令和9年12月31日に廃止……④有度 ⑥飯田

Memo

Handwriting practice lines consisting of multiple rows of dashed lines on a white background.





発行 静岡市財政局税務部税制課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL 054-221-1493 FAX 054-221-1499

発行年月 令和6年10月

市税のホームページ

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5927/s000596.html>